

Client Alert

15 April 2025

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com



松澤 由香
アソシエイト
03 6271 9708
Yuka.Matsuzawa@bakermckenzie.com

日本：コンセント制度を適用した初の商標登録

特許庁は 2025 年 4 月 7 日、「コンセント制度」を適用した初の商標登録を行ったと発表した。

コンセント制度は、先行登録商標との類似関係を根拠として登録が認められない出願について、(1) 先行登録商標権者の承諾（コンセント）を得ること、かつ、(2) 先行登録商標と出願商標との間で混同を生ずるおそれがないもの、という要件をクリアした場合に登録が認められるという新たな制度（商標法第 4 項第 4 項）であり、2024 年 4 月 1 日以降の出願から当該制度の適用がスタートした。

とはいえ、上記(2)について、審査基準では「『混同を生ずるおそれがない』に該当するためには、査定時を基準として、査定時現在のみならず、**将来にわたっても混同を生ずるおそれがないと判断できること**を要する。」と規定されており、先行商標権者と交渉するハードルが高いと感じる企業も多く、様子見ムードとなっていた。

本記事では、速報として、商標の内容及び出願人が提出した資料から、どの点を根拠として上記(2)の要件がクリアされたかを簡単に概観する。

まず、両商標の登録内容は下記の通りである。

コンセント制度を適用し、登録された商標

出願人	商標	コンセント制度適用に係る指定商品	出願日／出願登録 登録日/登録番号
株式会社車多酒造（石川県白山氏）		第 33 類 清酒、焼酎、合成清酒、白酒、直し、みりん、洋酒、果実酒、酎ハイ、ビール風味の麦芽発泡酒、中国酒、薬味酒 (28A01 28A02 28A03 28A04)	出願日 2024/4/1 商願 2024-34144 登録日 2025/4/7 登録第 6916217 号

併存登録を承諾した先行登録商標権者

先行登録商標権者	商標	コンセント制度適用に係る指定役務	登録日／登録番号
シャディ株式会社（東京都港区）		第 35 類 酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 (28A01 28A02 28A03 28A04 35K03)	登録日 2017/10/27 登録第 5991116 号



1. 商標及び指定商品役務について

商標は、「玻璃」（縦書き）と「玻璃／HARU」（横書き）であり、指定商品役務は、清酒等（第 33 類）と酒類の小売等役務（第 35 類）である。

そもそも、コンセント制度の利用を選択したということは、非類似を主張しての登録は難しいとの判断があったはずであることから、やはり両商標と両商品・役務は類似する。すなわち、商標は、文字構成「玻璃」において共通し、称呼・観念が同一であり、書体・縦書き又は横書き・欧文文字 HARU の有無の差異は類似性を凌駕しない。また、商品役務においては、商品と小売等役務との違いがあるものの、需要者・市場等が一致するため類似する。

2. 提出書類について

出願人が提出した書類は、上申書、承諾書（甲 1）、合意書（甲 2）、及び「業務内容に関する資料」（甲 3 乃至 4）の 4 点であった。

(1) 上申書

上申書には、甲 1 乃至甲 4 を提出することに加え、出願人と先行登録商標権者の事業内容が、それぞれ、清酒製造販売とギフト用品及び生活関連用品の小売であると述べ、各々のウェブサイトの URL を記載している。

(2) 承諾書

承諾書は、審査便覧（[42.400.02.pdf](#)）にて例示されている承諾書の書式のとおり作成されている。

(3) 合意書

合意書は、審査便覧にて例示されている同意書の書式をベースに、両者において以下の点について合意したことが示されている。

- (a) 先行登録商標権者が本願の登録を承諾したこと（合意書(1)）
- (b) 出願人は本願商標を清酒等に貼るラベルとして使用し、包装箱や商品説明書で、混同を防止するために努めること（合意書(2)）
- (c) 先行登録商標権者は、先行登録商標をギフト用カタログに使用すること（合意書(3)）
- (d) 出願人と先行登録商標権者は、商標の使用により混同の生ずるおそれを認めたときは協議し混同の防止等のための措置を取る（合意書(4)）。

(b)及び(c)は、両商標の使用態様及び使用商品を定めたものである。これは審査便覧にて例示されている同意書の書式にも記載があり、審査基準や審査便覧にも考慮事項として再三挙げられていることから、重要な合意事項の一つであろう。

本件では、酒類の瓶のラベルと、日用品を含むカタログギフトについての使用は、互いに使用態様が著しく異なり、「混同を生ずるおそれ」が否定される根拠の一つになる。



(d)は、審査基準（[29_4-4.pdf](#)）にて、「将来の混同を生ずるおそれを否定する方向に考慮できる事情」の考慮事項の一つとして例示されている。

(4) 業務内容に関する資料

業務内容に関する資料として、本件では両者それぞれの事業内容が記載されたウェブサイトの写しが提出された。

本件では、出願人の事業は「清酒の製造販売」であり、またウェブサイトによれば、出願人は酒造メーカーで、その他の事業は行っている様子は伺えない。一方、先行登録商標権者の事業は、「『有店舗メディアミックス型ビジネスモデル』でギフト用品および生活関連用品を全国の販売店を通じて販売」と記載されている。

業務内容に関する資料は、現在において混同が生じておらず、それが「将来にわたって変動しないことを証明する資料」として審査便覧にも例示されている。そのため、本件のように互いの事業内容が異なる場合には、有効な提出資料となるであろう。

まとめ

本件は、非類似の主張をすることが難しい案件であるとはいえ、出願人と先行登録商標権者の業務内容、商標を使用する商品及び商標の使用態様が異なるという点で、現時点で混同のおそれがなく、それが将来にわたっても変動しないと判断されやすい事案であったと思われる。実際に、提出された資料の数も少なく、意見書において具体的な取引実情や提出資料の説明等もなく本制度の適用が認められた。

一方、審査便覧では、両商標に関する具体的な事情の記載や、提出資料の説明により、混同を生ずるおそれはないことの具体的な説明がなされている場合は、審査において考慮される旨記載がある。

そうすると、本件のようにコンセント制度との親和性の高い案件ではなく、本件よりも混同のおそれが懸念されるような事案については、具体的事情の説明や追加資料の提出等により本制度が適用される余地があると期待し、今後の同制度適用例を注視したい。

経済産業省ニュースリリース：

<https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250407001/20250407001.html>

審査基準：[29_4-4.pdf](#)

審査便覧：[42.400.02.pdf](#)